



住信 年金情報

# PENSION NEWS

(平成21年12月24日)

年金信託部

## ～平成22年度税制改正大綱について(年金関係)～

平成21年12月22日、「平成22年度税制改正大綱」が発表されました。

(内閣府 税制調査会ホームページのアドレスは次のとおりです。)

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf> )

政権交代後の新しい税制改正の仕組みや平成22年度税制改正の具体的内容(年金関連部分)等について、ご連絡させていただきます。

なお、今後の予定としては、この税制改正大綱に沿って次期通常国会(来年1月から開催)で、税法改正の審議が行われることとなります。なお、施行時期等については、この審議の中で明らかになると考えられ、現段階では未定です。

### 1. 新しい税制改正の仕組みについて

#### (1) 新しい税制調査会の設置

従来の税制改正は、与党の税制調査会と政府の税制調査会とでそれぞれに議論され、実質的な意思決定は与党の税制調査会で行われてきました。

鳩山政権では、この従来の仕組みを見直して、政府において権限と責任を有する政治家が決定する透明な仕組みの下で税制改正が行われるよう、新しい税制調査会が内閣府に設置されました。今回発表された税制改正大綱は、この新しい税制調査会により取りまとめられたものです。

#### (2) 租税特別措置の見直し

鳩山政権では、数ある租税特別措置の中に、適用実態が明確でないものや一部の業界・企業のみが恩恵を受けているもの等が散見されるとの問題意識の下、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要とされており、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で、租税特別措置のうち政策税制措置(※1)の全てをふるいにかけて抜本的に見直すとされています。

この政策税制措置の抜本的見直しを進めるにあたり、適用実態を明らかにし、その効果を検証するために、来年の通常国会において「租特透明化法(仮称)」(※2)の制定が目指されています。

当社では、租税特別措置の見直し議論が、特別法人税をはじめとする年金関係税制に与える影響について引き続き注視してまいる所存です。

(※1) 産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行うもの。現時点で、国税241項目、地方税286項目とされています。

(※2) 法人税関係の租税特別措置につき適用額明細書の提出を求めること、当該明細書の集計等により適用実態を調査すること、調査結果を国会へ報告すること等が定められる見込みです。

## 2. 平成22年度税制改正の具体的内容について（年金関係）

### (1) 企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の導入 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ

※ いずれの事項も過去の税制改正で認められたものの、当該事項を盛り込んだ法案が審議未了のまま廃案となったため、改めて今回の税制改正の手続きを経ているものです。

#### 第4章 平成22年度税制改正

##### 2 個人所得税

##### (4) その他

###### 〔国税〕

- ③ 確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。
- イ 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とします。
  - ロ 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用します。

###### 〔地方税〕

- ⑩ 確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。
- イ 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とします。
  - ロ 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用します。

### (2) 生命保険料控除の改組

一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に、介護医療保険料控除が加わり、各控除の適用限度額がそれぞれ4万円となります（従来は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除のみ。適用限度額はそれぞれ5万円）。なお、現行、適格退職年金及び確定給付企業年金における個人拠出は、生命保険料控除の対象となっております。

#### 第4章 平成22年度税制改正

##### 2 個人所得税

##### (2) 金融証券税制

##### ② 生命保険料控除の改組

###### 〔国税〕

生命保険料控除を改組し、次のイからハマまでによる各保険料控除の合計適用限度額を12万円とします。

イ 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額4万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設けます。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とします。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとします。

年間の支払保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。

(ホ) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

(ヘ) 剰余金の分配や割戻金の割戻し(以下「剰余金の分配等」といいます。)については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととします。

ロ 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額 5 万円)を適用します。

ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限 4 万円)とします。

(イ) 新契約の支払保険料等につき、上記イ(ハ)の計算式により計算した金額

(ロ) 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用します。

#### [地方税]

生命保険料控除を改組し、次のイからハまでによる各保険料控除の合計適用限度額を 7 万円とします。

イ 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額 2.8 万円の所得控除(介護医療保険料控除)を設けます。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 2.8 万円とします。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとします。

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。

(ホ) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、そ

の保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

- (へ) 剰余金の分配や割戻金の割戻し(以下「剰余金の分配等」といいます。)については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととします。
  - ロ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除  
平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額3.5万円)を適用します。
  - ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算  
新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限2.8万円)とします。
    - (イ) 新契約の支払保険料等につき、上記イ(ハ)の計算式により計算した金額
    - (ロ) 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額
- (注) 上記の改正は、平成25年度分以後の個人住民税について適用します。

### (3) 中小企業退職金共済制度の加入対象者の追加

同居親族のみを雇用する事業の従業員等が、中小企業退職金共済制度に加入した場合、事業主掛金の経費算入等、税制上の措置が適用されることとなります。

#### 第4章 平成22年度税制改正

##### 2 個人所得税

##### (4) その他

###### [国税]

- ② 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置を講じます。
  - イ その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上必要経費に算入します(法人税についても同様とします。)
  - ロ その事業主掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しないこととします。
  - ハ その従業員が支給を受ける分割(年金)払いの退職金については公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当等とみなします。

###### [地方税]

- ⑤ 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置を講じます。
  - イ その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上必要経費に算入します。
  - ロ その事業主掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しないこととします。
  - ハ その従業員が支給を受ける分割(年金)払いの退職金については公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当等とみなします。

#### (4) 租特透明化法(仮称)等

1. でも記載したとおり、政策税制措置の抜本の見直しを進めるにあたり、適用実態を明らかにし、その効果を検証するために、来年の通常国会において「租特透明化法(仮称)」の制定が目指されています。

#### 第4章 平成22年度税制改正

##### 9 租特透明化法(仮称)等

###### 〔国税〕

租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立てる仕組みを構築するため、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査やその結果の国会への報告等について定める「租特透明化法案(仮称)」を平成22年の通常国会に提出します。

###### 〔地方税〕

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定める地方税法改正案を平成22年の通常国会に提出します。

### 3. 税制と社会保障制度の一体的改革について

税制改正大綱は、税制改正に当たっての基本的考え方として、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制の構築が必要不可欠であるとしており、税制全般の抜本改革を進めるために特に重要な視点を掲げています。

その重要な視点の一つとして、税制改革と社会保障制度改革との一体的改革の推進が挙げられており、税制改正大綱において以下のとおり記載されています。

第三に、税制改革と社会保障制度改革とを一体的にとらえて、その改革を推進します。年金の抜本改革をはじめとして、真に必要な人に重点的に手を差し伸べることができるような社会保障制度へと改革を行う過程では、必ず税制との役割分担の議論が生じます。したがって税制改革の議論を行うに際しては、社会保障制度改革の議論とも平仄を合わせる必要があります。また、例えば、政策税制を検討する場合においても、雇用機会の拡大につながるかといった社会政策的な視点も今後は重要となります。

そして、税制改正大綱では税制全般の抜本改革を進めるための各主要課題が挙げられており、社会保障・税共通の番号制度の導入等、企業年金にも深く関係することになると思われる事項に関して改革の方向性が示されています。

#### 第3章 各主要課題の改革の方向性

##### 1 納税環境整備

###### (3) 社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、(4)で詳述す

る歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が重要なことは言うまでもありません。

(4) 歳入庁の設置

年金制度改革と並行して、年金の保険料の徴収を担っている日本年金機構（2010年1月に社会保険庁より改組予定）を廃止し、その機能を国税庁に統合、歳入庁を設置する方向で検討を進めます。

歳入庁は税と社会保険料の賦課徴収を一元的に行います。行政の効率化が進み、行政コストも大幅に削減できます。国民にとっても、税は税務署、保険料は社会保険事務所など別々の場所に納付する手間が省けます。

歳入庁は、国税と国が管掌する社会保険料の徴収を行うこととなりますが、国税と徴収対象や賦課基準が類似の税について自治体が希望する場合、地方税等の徴収事務を受託することも検討します。

以上

